

大 豊 町 の 概 要

位 置	東經133度37分	北緯33度56分
面 積	320.54平方杆	東西 32杆
	南北 28杆	部落數 86
人 口	10,532	男 5,022 女 5,510
世帯數	3,545	(10月末日現在住民基本台帳調査)



昭和 53 年 12 月 5 日 発行

全 世 帶 配 布

編 集 館 報 大 豊 編 集 委 員 会
発 行 大 豊 町 中 央 公 民 館
印 刷 高 知 印 刷 株 式 会 社

岩原駅前完成
老人福祉センター

岩原地区住民の多年の懸案であった集会所が、七月二十二日岩原駅前に「老人憩の家」として完成、地域住民のコミュニティセンターとして役割を果たしつつある。

この施設は総事業費三千百五十八万五千円（工事費三千五十万円、事務費その他五十万円）で建設されている。

階段及び非常階段がつくめ町執行部、畑山議長はじめ各議員、西岡県議ら関係者、地元民多数が参加して落成式には岡田町長はじ

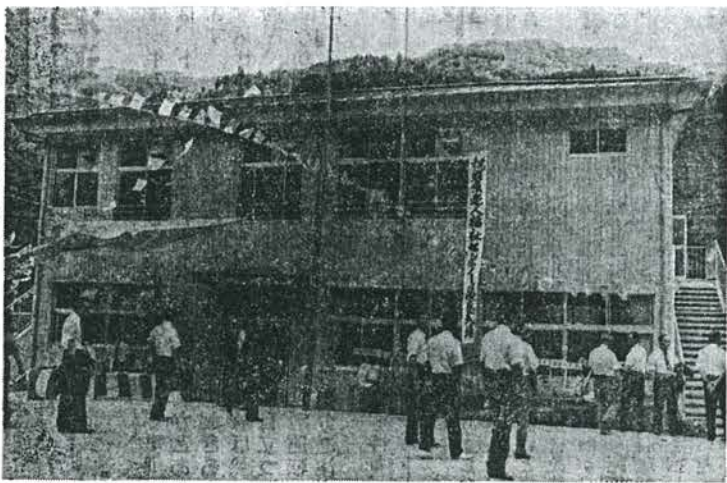
もち投げ、余興などで完成を祝った。建設委員長下村芳秋君原区長は「皆さんのお蔭で立派に完成した。この施設を十二分に活用してコミュニティの輪を広めたい」と真心をこめたお礼の挨拶をのべた。

選手団も勢ぞろいして
相撲場の落成を祝う

調理室、事務室、便所、調
理実習室等で娯楽室は地区
相撲ファンの長い間の念
願であつた競技場が、体育
十五万円）。町内外寄附金二百六

の保管所にあててゐる。金相技師や管内外の有志の二階はステージ、集会室、小集会室、湯沸室、便所を完成した。総事業費二百八十万円（町費補助十五万）で、鉄骨づくり銅板葺で堅牢な、規模等すべての面において高知県下はもとより全

ら総勢四十七名が参加し日頃のわざを競った。



完成した老人福祉センター

尚、当日の落成記念相撲
出場チームは次の通り。

- ・高知高校・高知工業高
校・嶺北高校・高知農業高
校・大栃高校・明徳中学校
・湖江中学校・高岡中学校
・土佐南中学校・嶺北一般
選抜、大豊町体育会などか



落成式の土俵上に勢ぞろいした選手たち（手前は門田町長）

ジュニアリーダー

スクール

青少年地域活動促進事業

大豊町子ども会研究会（北窪博章会長）では、夏

アリーダとしての知識、技術など盛り沢山の日程をこなしてリーダー山としての自信を深め、八月六日夕方事故もなく元気な姿で帰町した。参加した中学生と子供会研究会のメンバーは次大杉中・崎田和幸、丁野浩



北大杉の大手術

八坂神社に長寿を祈願して

三千年の歴史に共に生き抜いてきた大豊のシンボル日本一大杉の北大杉に手術のメスを加えられ、この程その病巣の除去が終った。

町教委に、学者や県教委、防衛殺菌の薬剤を塗布、内
の指導をうけ地元の見解を、部三ヶ所につばりを入れ
聞くなどして、内部の腐つて補強、大小八ヶ所の穴を
た部分をきれいにとり除き銅板でふさぐなどかなり今

この一年をふりかえる
天災よりも人災の年

入りに治が行なわれた。四層の足場費二十万円余あり、まさに大がかりな手術であつた。御神木としての外れもそこなぬめぬめに配慮されたが総治癒費は全部で二百六十万円（うち地元保存会五十万円、県二十四万円、町費八十万円）な。なお大杉も約五十万円程度の手術が行われ予定。写真はつつかい棒を入れはしこをかけて大手術

史、浜田里香（日浦）上村直幸、島村和枝（高須）西岡亜由美（久寿軒）小笠原昭幸、美濃照夫、小笠原敬幸、山下博、尾原政夫、有瀬敏、吉村福子（大王）

大豊中（西山雅夫、森本宣彦、岡崎幹夫、下村雄之、都築瑞穂（東郷）秋田真澄（東豊永）秋山直樹（黒石）

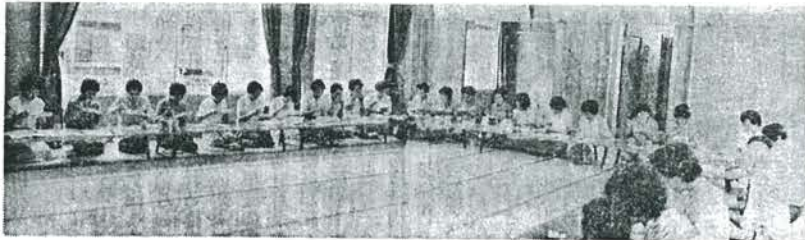
研究会員（北窪博章、小林康夫、浜田豊高、丸山磯恵、小松俊久、朝比奈富美男

穴内子（中）川健二、岡本有司、佐々木弘明、藤原ひとみ、国沢由美、沢田美

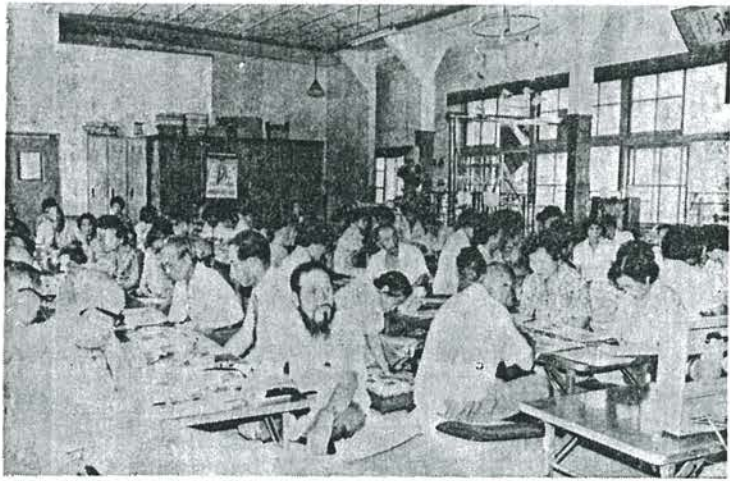
▽一月十八日〓防災行政
無線局落成検査。
▽二月四日〓東豊永保育
所落成。
▽三月十六日〓落合大
火、五世帯十七人罹災一
名焼死。同二十四日〓国
道32号線大落成、一の瀬南
防災センター落成、同日
大杉中学校全校、民家八
世帯二十八名罹災。同三
十日大豊町民憲章制定。
同三十一日〓豊永植樹記
念碑建立記念式。
▽四月六日〓大田口小奥
大田分校開校、同十二日
〓立川中央天神橋落成、
同二十七日〓川口集落事
業落成、農産加工施設及
び矢柱橋落成、同二十八
日〓大豊町農協東豊永支
所落成。
▽五月二十一日〓第十九
回全国植樹祭天皇陛下大
杉孫杉お手植(甫岐ヶ峰
森林公園)。
▽六月八日〓代替バス車
庫落成並びに新車バス入
魂式、同二十四日〓大杉
中学校建築起工式。
▽七月七日〓交通死亡亡事

故抑止非常事態宣言に伴
う打ち合せ、同十八日〓
高連道路川口南インター
チェンジ説明会、同二十
二日〓岩原老人福祉セン
ター落成。
▽八月三日〓立川工石山
町莊落成式、同十八日〓
町立民俗資料館増築落
成。
▽九月十二日〓東豊永地
区簡易水道起工式、同十
五日〓大豊町相撲場落
成。
▽十月八日〓県体出場
(七十名)、同十五日〓嶺
北観光センター落成(戸
手野)、同二十一日〓大
杉中央病院設置協議会
(医師会)、同三十日〓
土地開発公社設立總會、
同三十一日〓日木一大杉
北大杉補強工事完了。
▽十一月十三日〓高須ト
ンネル改築工事協議、同
十八日〓大板工業界、川
口南団地調査来庁、同二
十四日〓立川生活改善セ
ンター起工式。

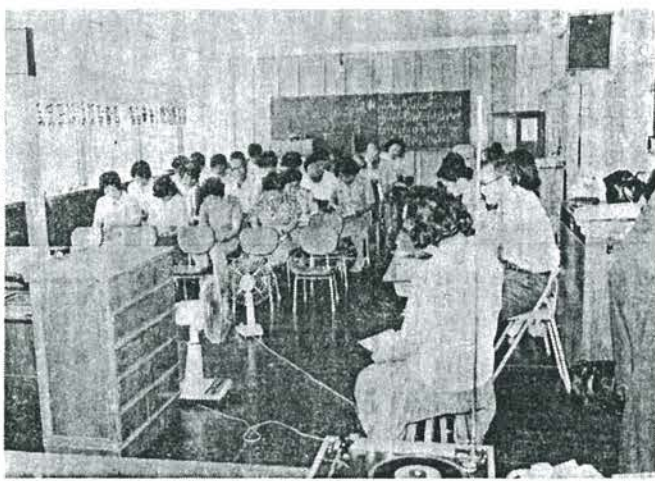
岩原地区研修会
新装なった老人福祉セン
ターで仲よく昼食をとる。



男性も多く参加した
西峰地区の研修会



久寿軒地区研修会



終わった地区別研修

町づくりのことはじめ 明るい選挙にとりくもう会

町民憲章の実践を軸に、「新しい町づくりをめざす地域ぐるみの集いを開いて」と、婦人を中心とした

町民憲章の実践を軸に、大豊町の共通課題を明らかにし、八月の土曜、日曜を主として「明るい選挙」への取り組み「青少年の健全育成」などを主な柱に話し合った。特に、来年の統一地方選挙にのぞんで「明るい選挙推進」の心構えなどについて各地区で熱心に議論するもの求めて、区長、老人クラブ、青年団、PTA、一般住民ら多数の参加を得られた。



穴内地区の研修会

- ①選挙運動用自動車は一台とする②選挙運動員は十五名以上に加わらない③陣中見舞の酒をやめる④投票の総参加⑤議席争奪(九月、十二月議会)⑥議席争奪の発行要望の議会報告会の要望⑦合同個人演説会の要望
- 以上の外、明るい選挙についてのアンケートを参加者全員に求めた。
- 東豊永、豊永、大砂子、大田口については既報の通りだが、この八地区の出席者は次の通り
- ▼穴内地区七月二十二日(岡本修二館長、森山清子会長) 出席者三十二名
- ▼天坪地区七月三十日(高橋俊郎館長、畑山寿子会長代行) 出席者二十五名
- ▼岩原地区八月三日(吉川正一郎館長、寛範子会長) 出席者二十五名
- ▼西峰地区八月七日(前田波穂館長、前田千代子会長) 出席者八十四名
- ▼立川地区八月十四日(小笠原時盛館長、島田和子会長) 出席者四十四名
- ▼久寿軒地区八月十三日(西岡文館長、西村千代子会長) 出席者三十五名
- ▼大杉地区八月二十日(鎌倉登館長、小笠原敏子会長) 出席者五十四名
- ▼川口地区八月二十五日

豊かな町づくりは 明るい選挙から 住民大会で四項目決議

恒例の年中行事、町民文芸大会(議)を行ない、参加住民の化装に併せて開かれる婦人総意による大会宣言を採る。大会は、ことしから住民大会、明春の統一地方選挙を前に模範として十一月十二日大豊中学体育館で開かれた。

「豊かな町づくりと選挙」と銘打ったパネル・ディスカッション(陪審討議)から派生した選挙となり、選



豊かな町づくりと選挙のパネル討議

恒例の年中行事、町民文芸大会(議)を行ない、参加住民の化装に併せて開かれる婦人総意による大会宣言を採る。大会は、ことしから住民大会、明春の統一地方選挙を前に模範として十一月十二日大豊中学体育館で開かれた。

「豊かな町づくりと選挙」と銘打ったパネル・ディスカッション(陪審討議)から派生した選挙となり、選

がしいのにそれどころか、身近な大豊町内のことが十分わかっていないので年一回のこの研修会には地域ぐるみで出席して勉強し町づくりについて話し合う必要がある。

②特に一家の主である壮年層の参加を期待したい。

③老人と嫁と孫との交流の場として年何回か開いてほしい。

④生活がかかっている忙しなれば食えないといふ

俳壇 蛸

大豊町住民大会
昭和五十二年十一月十二日

一、町長選挙の立会演説会にかかる条例制定の要望
一、町議選挙の立候補者による合同の個人演説会の要望
一、議会報告の要望
右宣言決議する。

大豊町住民大会
昭和五十二年十一月十二日

一、町長選挙の立会演説会にかかる条例制定の要望
一、町議選挙の立候補者による合同の個人演説会の要望
一、議会報告の要望
右宣言決議する。

大豐町文化財調査委員

石原正恒
(校豐永小長)

お会いしたところ「死ったことは事実で、樹齢千年の



原因が面白い。老犬木には空洞のあるものが多い。この空洞がどこまで続いているかが買う者にとっては重大である。考えたつては、カトリ線香に火をつけて下の空洞から煙し、煙がどこから出るかで空洞の状況を推定しようとしたらしい。その火の不始末で、翌日その樹の空洞から煙を噴きだして大騒ぎとなった。幸いにして、腐った部分を焼いたのみで大事に到らず、笑い話に終わったということである。

ほんとに人騒がせな話がつづいたが、かくして無事に牡丹杉は残った。

(昭53. 9. 10現在)

投票区名	従前の投票所	登 録 者 数		
		男	女	計
第1投票区	東豊永公民館	528	630	1,158
2 "	西峯僻地診療所	176	193	369
3 "	野々屋永森正行倉庫	116	124	240
4 "	西 豊 永 支 所	275	300	575
5 "	岩原消防車庫	211	219	430
6 "	藤村製糸川戸倉庫	235	295	530
7 "	大砂子公民館	177	221	398
8 "	大田口小学校講堂	577	667	1,244
9 "	奥 太 田 分 校	29	34	63
10 "	中 央 公 民 館	415	464	878
11 "	小 川 公 民 館	79	84	163
12 "	葛原久保春光宅	159	173	332
13 "	穴内1の2秋山良実宅	69	81	150
14 "	穴 内 公 民 館	185	228	413
15 "	川 口 公 民 館	125	122	247
16 "	立川三谷公会堂	56	60	116
17 "	立 川 連 絡 所	44	51	95
18 "	立川僻地保育所	77	72	149
19 "	旧仁尾ヶ内分校	42	40	82
20 "	久寿軒保育所	120	144	264
21 "	天坪小学校講堂	234	259	493
合 計		3,929	4,461	8,390

**土地や建物を
売ったときの税金**

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、その一年間のすべての所得を合計して税金を計算するようになります。

が、譲渡所得に対する税金は一般的には他の所得と分離して計算することになっています。

四国銀行はふとん
乾燥器を寄付
四国銀行では創業百周年
の記年行事の一つとして、

事前運動

啓発コーナー
 口、後援会の会
 員募集をするこ
 と。
 立候補をしよ
 うとしての者
 又はその者を支
 持する者がその当選を得又
 は得させるため選挙が行な
 われる直前に立候補しよう
 としている者の写真、経歴、
 職歴、政見、あいさつ等掲
 示すること。
 立候補の告示もなく立
 候補もしていないのに、
 「今度、〇〇が立候補するから
 頼む」と友人や知人に投票
 依頼することはすべて違
 反となる。
 (二) 違反にならない準備行

(三回)

便により発送したり、郵便に託し配布したりすること。

ハ、こんな推薦会をすること。

立候補をしようとする特定の者を当選させる目的をもつて事前に推せんすることをきめ部属の役員などが部務会又は団体の総会を招集して役員の推せんしている者を推せんするようしむけること、及び役員において事前に推せんする立候補予定者を定めているにもかかわらず、定めていないものごとくよそおって結果的にすでにきまつている者を推せんするようしむけること。

立候補屋をするとうちに選挙運動ができるようになるために、大体次のような準備は立候補にすることが許されています。

イ、選挙事務所借入の内交渉を、選挙運動用自動車、拡声機の借入れ交渉をすること。

ハ、立札、看板、ポスター等をあらかじめ作ること。

ニ、ポスターの印刷をしておくこと。

ホ、供託の手続をすること。

候補者とならうとする

ただし準備行為になるのは推せん決定だけであり、決定された後「それでは、××選挙には〇〇に全員投票をお願いします。」といった結果を、あるいは、その結果を大々的に公表したり会員以外の多数の者に通知したりすると選挙運動となるから事前運動として罰せられることになる。

問 立候補を決定したもの
が立候補届出前において
個々の選挙人に対し面接
して、よろしく頼むと依頼
するのは準備行為を逸

範囲、その時の言動等により、併せて立候補予定者の当選を図る目的を以てするものと認められるときは、戸別訪問並びに事前運動の違反となる。

問 自治会（従前の町内会）が選挙告示前に自治会として誰を推すか（自治会の公認として）申し合せをする程度の会合をなすことは選挙法第二百二十九条に違反するかどうか。

答 自治会において単に誰を推すかを協議する程度に止る限り第二百二十九条違反とはならない。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞の答礼のためにする信書を除くほか、文書等を頒布掲示すること。
- (3) 新聞又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

できるが、文書による選挙運動は、頒布と掲示とに分かれていきます。

(1) 頒布できる文書
選挙運動のために頒布することができ、文書図画は「はがき」と表示のある「はがき」に限られ、次に掲げる枚数の外は使用できません。

県議 八、〇〇〇枚
町長 二、五〇〇枚
町議 八〇〇枚

(2) 掲示できる文書
掲示することができる文書は次のとおりであり、これ以外の文書は、いっさ

りつけて使用する文書。

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類が掲示できます。この場合に、ちょうちんは一箇しちが掲示できませんが、その他の文書については、制限はありません。

ハ 候補者が使用する文書

胸章、腕章及びたすきの類を使用することができません。

ニ 個人演説会の会場で使用する文書

個人演説会の会場で演説中に限り、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。

ホ 選挙運動用ポスター
選挙運動用ポスターにつ
いては、次のとおり使用で
きることになっています。
県議 一、二〇〇枚
町長 五〇〇枚
町議 五〇〇枚
次のものに掲示すること
を禁止されています。
国、地方公共団体、日本
国有鉄道、日本専売公社又
は日本電信電話公社が所有
し、若しくは、管理するも
の。
ただし、橋りょう、電
柱、公営住宅などは、承

なお、この選挙については条例の定めがないので、公営のポスター掲示場はできません。

へ。その他の文書

A 新聞広告

県議、町長、町議選の場合、二回に限り無料でいずれか一つの新聞に一定の寸法で自己の選挙運動のため広告ができます。

B 選挙公報

条例の定により県議選はできますが、町長、町議選は町条例の定めがないので発行できません。（社会教育発行「選挙運動」より抜粋）

大豊町選挙管理委員会

つかない気分にはさせられません。大晦日までもう何日もすいというあせりからでしょうか。

◆この一年、町にとってもご家庭にとっても色々なことがありました。わが家の十大ニュースは何であったか家族で話し合うのも意義のあること。

◆歌謡番組が終わると、テレビから、薬師堂から、定福寺から除夜の鐘の音が聞こえてきます。

◆昭和五十四年はどうな年になるのか、深夜の空に耳を傾け新しい年の息吹きを

問 推せん会の結成と会員募集を立候補届出前に行った場合は事前運動に該当するか。

答 推せん会の結成自体は事前運動となる場合が少ないが、会員募集の行為は、事前運動となることが多い。

（二）事後運動

こんな挨拶は禁止されます。選挙期日後においては、選挙運動といふことにはなりません。

(6) 自動車を運ねまたは隊伍を組んで往來する等によって氣勢を張ること

(7) 当選に關する答札のため當選人の氏名又は政黨その他の団体の名称を言ひ歩くこと。

三、文書による選挙運動はどのようなことができるか

紙数の關係で県議、町長町議選についてはのみ、彼の選挙については省略致す。

い提示できません。

イ 選挙事務所を表示するための文書

選挙事務所において使用する文書としてはポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を提示することができます。

この場合にちょうちんは一箇所に提示することができ、その他の文書はその種類を問わず各種を通じて三だけしか提示できません。

この場合その数については、次のように制限されます。

(1) 会場の内部に掲示する文書
ポスター、立札、看板類は制限はありませんが、ちようちんは一箇しか掲示できません。

(2) 会場前に掲示する文書
県議、町長、町議選の場合同じ、ちようちん一箇(会場内に掲示した場合は掲示

また、これらのポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がない場合は、その管理者、管理者がない場合は、その所有者（居住者等といいますが）の承諾を得なければ掲示できないことになっています。なお居住者等の承諾を得ないで掲示されたポスターは居住

用)の「ふとん乾燥器」を無料配分するのになり県下ホームヘルプ全員研修会で(十一月十五日 五台)を受領した。これにより、老人や独居老人の雨季等の健康管理に一役かゝることになり、より効果的な老人福祉サービス事業が行なえることとなる。